

# 名古屋市入院者訪問支援員の登録を希望する皆様へのご案内

名古屋市入院者訪問支援員登録ガイド（令和 7 年 10 月版）

この度は、名古屋市入院者訪問支援員への登録（選任）をご検討いただきありがとうございます。

入院者訪問支援員の特徴とその役割を理解し、名古屋市での選任（登録）※を希望する方へ向けて、登録手続き方法等についてご案内します。なお、記載の内容は運用の改善に伴い、今後変更の可能性ありますことをご了承ください。

※ 名古屋市在住でなくても登録できます。本市からの派遣先は、市内または近郊の精神科病院が主な派遣先となる予定ですが、県内各地の病院、または県外にて入院している市民の方々もおられます。支援員登録と実際の派遣は別ですので、ご関心をお持ちの方はまずはご登録ください。

## 1. 名古屋市入院者訪問支援員選任（登録）手続きについて

### 登録の流れ（登録無料）

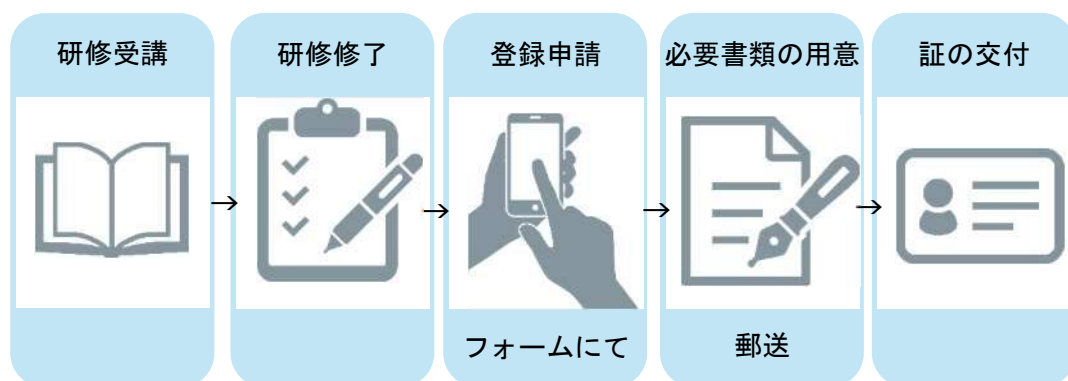
- ・養成研修の受講（研修修了証の入手）
- ・専用 Web フォームにて必要事項の入力、送信。



「名古屋市電子申請サービス」の「入院者訪問支援員登録申請」から申請してください。

(<https://ttzk.graffer.jp/city-nagoya/smart-apply/apply-procedure-alias/nyuushinsha-touroku>)

- ・郵送にて提出用書類の受け取り、必要書類の返送
- ・名古屋市入院者訪問支援員の証の受領（登録完了）



### 登録の有効期間

- ・3 年度間 例：令和 7 年度研修受講・登録（令和 7 年度登録日～令和 11 年 3 月末）
- ・更新希望者は、3 年度目に養成研修の再受講が必要となります。

今後ご提出いただくもの（フォーム受付後に必要書類、返信用封筒等を郵送します）

顔写真（縦 4.5cm×横 3.5cm） 等

## 2. 名古屋市入院者訪問支援事業の概要

### 名古屋市入院者訪問支援員の派遣の流れについて

- ・市は入院者（主に名古屋市長同意による医療保護入院者）からの支援依頼を受け付け、2名の支援員を選定します。
- ・市は、新規の依頼を受け付けると、支援員の皆様へ一斉メールでご案内するほか、専用ページにてご案内しますので、支援員は依頼内容をご確認頂き、**従事が可能な場合はエントリー（申込み）をして頂きます**。市はエントリー頂いた支援員の中から2名を選定します。なお、選定にあたっては、過去の派遣状況を考慮し決定します。（同一患者に同一支援員が繰り返し派遣されないようにする、多くの支援員の方々に従事の経験ができるようにする、経験のある者と経験のない者のペアにする等）。なお、支援員のペアの希望は承れません。
- ・訪問支援が終わった後は、訪問結果を専用フォームにより市へご報告頂きます。
- ・市は今後、支援員の皆様の経験を共有したりフォローアップを図ったりする機会を設け、事業の継続的発展を図っていきますので、事業目的のご理解とご協力をお願いいたします。

### 注意点

- ・入院者訪問支援員としての従事にあたり、**守秘義務等の遵守事項**を厳守頂く必要があります。別添資料にまとめてありますので、十分にご確認ください。
- ・活動は、「入院者訪問支援員の特徴」及び「入院者訪問支援活動の原則」に基づいて行って頂きます。
- ・派遣される支援員は、法及び本市の規定に則った支援を適切に行えるよう相互に助け合って支援を行う必要があります。
- ・派遣先では、市から派遣された入院者訪問支援員であること及び**氏名のみを名乗り**、自身の所属や保有資格免許について相手へ伝えることはできません。名古屋市入院者訪問支援員の証（登録者へ交付）を携行し、関係者から求められた場合は提示してください。
- ・市から選定を受けて派遣をされる場合以外の他に、市の支援員として活動することはできません。

### 謝礼について

- ・口座振込にて支給します。事前に本市への口座振替登録をお済ませください。

#### 名古屋市\_口座振替の登録（暮らしの情報）

→ <https://www.city.nagoya.jp/kurashi/category/24-2-10-2-0-0-0-0-0-0.html>

- ・鉄道・バス・船舶の運賃実費を支給します。（本務地（または自宅）から訪問した精神科病院までの通常の経路及び方法で出張した場合の往復）。訪問した月の翌月中に支給します。



お問い合わせ

〒460-8508 名古屋市健康福祉局健康部健康増進課  
精神保健担当（入院者訪問支援事業）

電話 052-291-4764 ファクス 052-291-4793

E-mail: a2633@kenkofukushi.city.nagoya.lg.jp

受付時間 平日午前8時45分から午後5時15分



名古屋市いのちの支援広報キャラクター

「びよ吉」「うさじ」 ©becco

ここサポ



名古屋市では、心のサポーターの養成をしています

## 別添

### 訪問支援で行うこと

- (1) 傾聴
- (2) 必要な情報提供
- (3) 入院中の生活に関する相談

### 守秘義務（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 35 条の 2 第 3 項）

入院者訪問支援事業に従事する者又は従事していた者は、正当な理由がなく、その職務に関して知り得た人の秘密を漏らしてはならない。

### 入院者訪問支援員の特徴

- (1) 利害関係のない第三者が行うアドボカシー
- (2) 中立的な立場ではなく、本人の立場にたった味方
- (3) 本人の希望や意思に基づいて行動する。アドボケイトの価値観を押し付けない
- (4) 本人の力を発揮できるように、力を奪わない。頼まれたことを代行する代理人とは異なる。
- (5) 本人のタイミングを尊重する。無理に本音や希望を引き出さない
- (6) 本人にできない約束をしない

### 入院者訪問支援活動の原則

- (1) 直接支援は行わない
- (2) 本人が自ら行動することを促す
- (3) 必要に応じてしかるべき役割につなぐ
- (4) 本人の側に立つ
- (5) 必要な情報提供を行う
- (6) 本人の了解なしに支援活動で知りえたことについて口外しない
- (7) 支援の原則を本人に伝える

注 「入院者訪問支援員の特徴」及び「入院者訪問支援活動の原則」はともに国立精神・神経医療研究センターが令和 5 年度に実施した入院者訪問支援員養成研修資料「入院者訪問支援員の役割」から引用している。